



企業透明性・倫理プログラム

概要

トーマス・グレッグ・アンド・サンズ・リミテッド（グエルセニー）S.A.は、コロンビア企業監督庁（SSC）の監督、管理、監視の下、事業における倫理的・法的透明性を定める国内および国際的なすべての法規を遵守することにコミットしています。

このプログラムの目的は、Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A. およびその子会社が、倫理的かつ透明な行動を公に宣言し、責任ある事業運営を行うこと、ならびに国内および国際的な法規に準拠し、会社の原則に反する行為に対してゼロ tolerance の姿勢で対応することを表明することです。

したがって、この企業透明性および倫理プログラムは、当社に関連するすべての従業員、および顧客、サプライヤー、パートナー、従業員を含むすべての関係者と利害関係者（直接的または間接的に商業的、契約的、または協力関係にある者を含む）に適用されます。

この文書は、トーマス・グレッグ・アンド・サンズ・グループが定める方針と手続きを明確にし、同グループのガバナンス強化および企業基準の遵守（例えば、マネーロンダリング、テロ資金 Sons が策定した企業統治の強化と企業基準の遵守に関する方針と手順を定めています。これには、マネーロンダリング、テロリズムの資金調達、大量破壊兵器の拡散の資金調達に関する総合的なリスク管理システム、倫理と行動規範、および当社が定めるその他のポリシーが含まれます。

1. 目的

トーマス・グレッグ・アンド・サンズ・リミテッド（グエルセニー）S.A.およびその子会社が、企業透明性および倫理プログラムにおいて定めた方針、価値観、原則を確立し、国内・国際的な贈賄、腐敗行為、その他の犯罪行為に関連するリスクを特定、検出、予防、管理、軽減するための統制メカニズムとして機能させること。

2. 適用範囲

本プログラムは、Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A.、その関連会社、サプライヤー、顧客、請負業者、従業員、子会社、その他の経済主体、ならびにコンプライアンス責任者および会社名において業務または取引を行うすべての役職員に適用されます。

3. 定義

3.1 コンプライアンス監査

透明性と企業倫理プログラムの適切な実施と実行に関する、体系的、批判的かつ定期的な審査です。

3.2 腐敗

企業またはその役職員が、公的機関または公的財産に対する犯罪の遂行、または国際的な贈賄行為の遂行において、利益を得たり、利益を追求したり、またはその手段として利用されることを目的としたすべての行為。

3.3 詐欺

詐欺とは、財産上の損失または損害を引き起こす計画的な犯罪的で不正な行為であり、欺瞞や隠蔽を手段として使用し、その行為の発見を回避する目的で行われる。加害者は、自己または第三者の利益を得ることを目的とする。

3.4 LA/FT/FPADM

これは、資産洗浄、テロリズムの資金調達、および大量破壊兵器の拡散の資金調達を意味します。

3.5 コンプライアンス責任者

取締役会によって任命された自然人で、企業透明性および倫理プログラムのリーダーシップと管理を担当する者

3.6 企業透明性・倫理プログラム (PTEE)

コンプライアンスポリシー、コンプライアンス責任者が担当する具体的な手順を定めた文書で、コンプライアンスポリシーを実施し、会社に影響を及ぼす可能性のある腐敗リスクまたは国際的な贈賄リスクを特定、検出、予防、管理、軽減することを目的としています。

3.7 SAGRILAFT

資金洗浄およびテロ資金供与の総合的なリスク管理および自己監視システム

3.8 贈賄

適用される法律に違反して、金銭的または非金銭的な価値を有する不当な利益の提供、約束、交付、受領、または要求を、直接的または間接的に、その場所を問わず、特定の者がその職務の履行に関連して行動したり、行動を控えたりすることを誘因または報酬として行う行為。

3.9 国際的な贈賄

これは、法人が、その従業員、役員、関係者、請負業者を通じて、外国の公務員に対し、直接的または間接的に、金銭、金銭的価値を有する物、またはいかなる利益または便益を提供し、または約束する行為であり、その見返りとして、当該公務員が、その職務の執行に関連し、国際的な取引または事業に関するいかなる行為を行うこと、行わないこと、または遅延させることを目的とするものです。

4 企業透明性および倫理プログラムの遵守ポリシー

倫理的、透明性があり、正直な事業運営を行うため、および贈賄その他の腐敗行為に関連するリスクを特定、検出、防止、軽減するため、Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A.は、以下のポリシーを定め、贈賄および腐敗行為に対する不寛容を表明します：

- コンプライアンスポリシー。
- 倫理と行動規範
- 高リスク第三者に対するデューデリジェンスポリシー
- 寄付ポリシー
- 贈答品、贈答品、および接待に関するポリシー
- 手数料ポリシー。
- 告発者保護ポリシー
- 政治献金ポリシー
- 前払いの申請手続き。
- PTEE デューデリジェンス手続き。
- リスクと機会管理ポリシー
- C/ST リスク管理に関する一般的なポリシーと手順は、以下に詳細に記載されています。
- 従業員、関連会社、および/または請負業者に対する国内および国際的な事業または取引に関する報酬および手数料の支払いに関するポリシー。
- 食事、宿泊、旅行および接待に関する経費の手続き。
- 第三者情報開示書式
- 贈答品、贈答品または接待の申告書

4.1 遵守ポリシー

Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A.、その子会社および役員は、国内・国際的な贈賄および腐敗行為を防止するため、すべての商業的、契約的、および事業上の関係において、最高水準の倫理と行動基準を遵守し、コーポレートガバナンスが定めるポリシーおよび手順に従い、適用される法的規制を遵守することを誓約します。

Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A.およびその子会社が、その法的代表者または従業員を通じて、ある取引またはサービスが違法な行為に先立つものであると合理的に判断した場合、当該取引またはサービスは、倫理と行動規範に定められた手続きに従って拒否されます。

すべての従業員は、その地位を問わず、腐敗や賄賂をいかなる形でも、直接的または間接的に、当社または当社と関係のある第三者を通じて、トーマス・グレッグ・アンド・サンズ・リミテッド（グエルンシー）S.A.またはその子会社の名前が関与するいかなる場合においても、許容または促進しないよう、倫理と行動の環境を促進する責任を負います。

当社の倫理原則および行動規範は、当社すべての従業員の内部および外部関係に適用され、当社の文化と倫理規程に定める価値観と一致している必要があります。

4.2 腐敗リスクの特定と評価に関するポリシー C/ST

企業透明性および倫理プログラムは、Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A.の事業活動に内在する腐敗および国際的な賄賂のリスクを特定することを可能にします。これには、取引先、管轄区域、および事業活動が考慮されます。特定されたリスクは、その発生可能性と影響を考慮して評価され、その後、それらを軽減するためのコントロールが設定されます。また、リスクマトリックスに記録された特定されたリスクは、定期的に見直されます。

適用される手法は、文書「リスク管理システムマニュアル」に記載されています。

4.3 リスク管理に関する一般方針および手順 C/ST

C/STのリスク管理に関するポリシーとして、当社はコンプライアンス責任者をリーダーとして、C/STのリスクおよび他の管理システムを管理するための手法を開発します。リスクは、Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A.の各プロセスのリーダーと協力して、定期的に特定、評価、管理、監視されます。

4.4 贈答品、贈答品、および接待に関するポリシー

贈答品の提供または受領は、CUM-POL-005「贈答品、贈答品、および接待に関するポリシー」および倫理と行動規範に準拠して、当社またはその子会社の施設内において、受領または提供される場合があります。

4.5 報酬および支払い 従業員および/または関連会社および/または請負業者に対する国内および国際的な取引または取引に関する手数料ポリシー

トーマス・グレッグ・アンド・サンズ・リミテッド（グエルンシー）S.A.またはその子会社が、国内および国際的な事業または取引に関して従業員に対して支払う手数料は、会社の経営陣によって承認されたもの、またはその雇用契約書に記載されているものに限られます。

4.6 食事費、宿泊費、旅費、および接待費

Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A.は、手続き CPP-PRO-005「事前支払いの請求」に従って対応します。

従業員は、会社との雇用関係、契約関係、または適切に証明された関係がない第三者に対して、会社の資金を使用して接待費または旅費を支払うことは、上級管理者の承認がない限り、一切禁止されます。

4.7 政治献金

Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A. およびその子会社は、いかなる形態の政治献金も行いません。ただし、従業員が個人として政治活動に参加する権利を認めます。ただし、政治的なイベントにおいて、会社のロゴを含むいかなる物品も使用することはできません。

4.8 寄付および/またはスポンサーシップ

寄付および/またはスポンサーシップは、以下の特徴を有します：

- 寄付および/またはスポンサーシップは、Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A.の経営陣の承認、およびThomas Greg & Sons グループにおける財務部門の経営陣または財務副社長の承認を必要とします。
- 活動実施前に、受益者となる第三者（個人または法人）に対し、適切なデューデリジェンス手続きを実施します。
- 受益者は、コンプライアンスポリシーおよび寄付ポリシーを遵守する必要があります。
- 個人利益の取得や腐敗行為を行うために使用または利用されることは禁止されます。
- 適用される場合、受益者はコロンビア税法に定める寄付証明書を提出する必要があります。
- 透明性を確保し、会計帳簿および記録において明確に識別される必要があります。

4.9 利害衝突管理ポリシー

Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A.は、利益相反を現実の、潜在的な、および外観上の利益相反に分類する利益相反ポリシーを定めています。このポリシーは、その解決のための手順を定め、倫理と行動規範に文書化されています。

4.10 適切なデューデリジェンスとコンプライアンス監査の方針

Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A.は、取引先（関連会社、サプライヤー、顧客、従業員）の特定と理解のためのデューデリジェンスプロセスを確立しています。これらのプロセスは、取引先との取引開始時に、適用されるフォームの記入、書類の提出、分析、検証、法的、会計的、または財務的な側面の審査、制限リストまたは拘束力のあるリスト（LA/FT/FPADM）における背景情報の検証を通じて、取引相手の評判を特定し、最終的に契約関係を追跡するために、データを定期的に更新します。

4.11 報復のない情報提供ポリシー

Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A.の従業員は、倫理規程および行動規範に定められたポリシーの違反、ならびに本透明性および企業倫理プログラムに定める事項に関する不正行為や不適切な行為を、組織内の他の従業員からの報復や職場いじめを恐れることなく報告することができます。

- リスク管理プロセスは、受け付けた報告の機密性と匿名性を確保するための適切な措置を講じます。
- 会社は、コミュニケーションチャネルを利用する際の従業員が、報告により生じるいかなる報復からも保護されることを宣言し保証します。

4.12 当局との協力

- Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A. およびその子会社は、国内または国際的な当局が要求する場合、国内・国際的な贈賄または腐敗に関する調査および起訴において、当該当局と協力します。
- 第三者が、贈賄および/または腐敗行為とみなされる行為を、直接当局に報告、告発、または情報提供する場合、国家政府および会社監督庁が定める以下のリンクを通じて行うことができます：

<https://portal.paco.gov.co/index.php?pagina=denuncie>

<https://www.supersociedades.gov.co/web/asuntos-economicos-societarios/canal-de-denuncias-por-soborno-transnacional>

4.13 公務員との関係構築

公的機関の職員との関係構築を目的とし、会社の利益や目標を推進するため、法に基づく社会秩序へのアクセスや参加を正当な手段として行うすべての活動は、以下の特徴に従って実施されなければなりません：

- 会社の倫理と行動規範に定められた原則に従うこと。
- 関係構築において取り扱う情報および議題は、透明性の原則に基づき取り扱われ、直属の上司に報告されること。
- 公的機関の職員とのいかなる相互作用においても、事業獲得、立法決定における優遇、または不当な利益を得る目的で、賄賂の提供、賄賂の要求、またはその他の腐敗行為を奨励、促進、または行うことは禁止されます。
- 個人名または会社名で贈り物、贈答品、または接待を提供または受け取ることは禁止されています。

5. 倫理と行動規範、自己管理および総合リスク管理システムマニュアル (LA/FT/FPADM) –SAGRILAFT およびリスク管理システムマニュアルとの整合性

Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A. は、本プログラムのポリシーを、倫理と行動規範、総合リスク管理システムマニュアル (LA/FT/FPADM) - SAGRILAFT およびリスク管理システムマニュアルは、当該機関の職員の行動指針としてプログラムの運営を指導し、遵守違反に対する制裁手続きを定めています。

6. 一般条件

6.1 資源

6.1.1 人材

本プログラムで定められた活動の実施に携わる協力者のグループ。

6.1.2 技術的資源

Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A.は、国内および国際的な拘束力のあるリスト、制限リスト、情報リストを参照できるツールを保有しており、これにより、当社が取引関係にある相手先（関連会社、提携先、従業員、顧客、サプライヤー、請負業者）を特定し、レピュテーションリスクや連鎖リスクを軽減しています。

6.2 責任

6.2.1 取締役会

- a. コンプライアンスポリシーを策定し、企業透明性および倫理プログラムとその更新を承認する。
- b. コンプライアンスポリシーに従い、コンプライアンス責任者の役割と責任を定義する。ただし、本章の規定に反しない範囲において。
- c. コンプライアンス責任者を任命する。
- d. PTEE を定める文書を承認する。
- e. 腐敗リスクおよび国際的な贈賄の防止に向けたコミットメントを表明し、会社が倫理的、透明性があり、正直な方法で事業を行うことができるようにする。
- f. コンプライアンス責任者が業務を遂行するために必要な経済的、人的、技術的資源の供給を確保する。
- g. 会社における管理・監督職にある役員、従業員、または管理者に対し、PTEE に違反した場合、適切な措置を講じる。
- h. 従業員、パートナー、関連会社、顧客、サプライヤー、請負業者に対し、コンプライアンスポリシーおよび PTEE の適切な周知と理解を促進するためのコミュニケーションと教育戦略をリードする。

6.2.2 法定代理人

- a. コンプライアンス責任者と共同で、取締役会または最高意思決定機関の承認を得るため、企業透明性および倫理プログラムの提案書とその改訂案を提出する。
- b. コンプライアンス責任者が PTEE の設計、実施、監督、モニタリングを行う際に、効果的、効率的かつ適切な支援を提供する。
- c. 取締役会または最高意思決定機関が定める技術的・人的資源を効率的に配分し、プログラムの実施に必要なリソースを確保する。
- d. コンプライアンス担当者がその職務を遂行するために必要な可用性と能力を有していることを確認する。

- e. PTEE の実施から生じる活動が適切に文書化されていることを確認し、情報が完全性、信頼性、可用性、遵守、効果性、効率性、および機密性の基準を満たすようにする。
- f. PTEE に関する遵守状況を、当該機関から要求された場合、会社監督庁に対して証明する。
- g. PTEE が、取締役会または最高意思決定機関が採用したコンプライアンス方針と整合するように確保する。

6.2.3 コンプライアンス責任者

- a. 会社の透明性および企業倫理プログラムの有効性、効率性、および適切な実施を監督する。
- b. PTEE（企業透明性・倫理プログラム）の提案書とその改訂案を、法定代理人と共に取締役会または最高意思決定機関の承認に提出する。
- c. 毎年、取締役会またはその欠席の場合には最高意思決定機関に対し、報告書を提出する。報告書には、少なくとも企業透明性・倫理プログラムの効率性と有効性に関する評価と分析を含め、必要に応じて改善提案を行う。また、コンプライアンス担当者の業務成果および企業の経営全般におけるプログラムの遵守状況を示すこと。
- d. PTEE が取締役会または最高意思決定機関が採用したコンプライアンス方針と整合するように確保する。
- e. リスクマトリックスを策定し、会社のニーズ、リスク要因、国際的な腐敗と賄賂のリスクの重要性に応じて、コンプライアンスポリシーに従って更新する。
- f. コンプライアンスポリシーに従い、C/ST リスクの検出のための措置とツールを定義し、採用し、監視し、C/ST リスクとリスクマトリックスを防止する。
- g. 内部研修プログラムの開発を調整する。
- h. PTEE の違反や腐敗に関連する疑わしい活動について、いかなる者も機密保持と安全性を確保して報告できる適切なチャネルの設置を保証する。
- i. 会社が定めた告発者保護ポリシーの適切な適用を確認し、従業員に関しては、法律に準拠した職場いじめ防止ポリシーの遵守を確認する。
- j. 会社内で PTEE の違反や腐敗行為を検出するための内部調査手続きを確立する。
- k. 義務履行主体に適用されるデューデリジェンス手続の遵守を確認する。
- l. C/ST リスクの管理と予防に関する文書資料その他の情報の適切な保管を確実にする。
- m. C/ST リスクの分類、特定、測定、および管理の方法論を設計し、PTEE の一部として組み込むこと；
- n. 義務履行主体が曝露している PTEE の遵守状況および C/ST リスクの評価を実施する。
- o. C/ST リスクを管理するための意思決定権限を有し、取締役会または取締役会が存在しない場合は最高意思決定機関と直接連絡を取り、直接報告する権限を有する。

6.2.3.1 コンプライアンス担当者の兼職禁止および資格欠如

コンプライアンス責任者の不適格事由および資格喪失事由は、SAGRILIFT マニュアルに定めるものとする。

- a. マネーロンダリング、テロ資金供与、腐敗、または国際的な贈賄、またはこれらの関連犯罪または前科犯罪の犯行により制裁を受けた者、または現在調査を受けている者。
- b. 管理部門、役員会に所属していないこと、または監査役会に所属している者（監査役として職務を執行している場合、または監査役会を構成する監査法人と関連している場合を含む）または義務履行機関において同様の職務を執行する者。
- c. 10社を超える企業において、コンプライアンス責任者（主務者または代理者）として職務を執行していないこと。複数の義務履行企業においてコンプライアンス責任者として職務を執行する場合、
 - (i) コンプライアンス責任者は証明書を提出し、
 - (ii) コンプライアンス責任者を任命する機関は、当該コンプライアンス責任者が競合する企業において同様の職務を執行していないことを確認しなければならない。

6.2.4 従業員

- a. 本プログラムに定められたポリシーおよび手順を遵守すること。
- b. 贈賄、腐敗、または会社の目的を達成する可能性のあるその他の犯罪行為のリスクを生じさせる事象に関する報告および/または通報を行うこと。
- c. PTEE に関連する研修に参加すること。
- d. PTEE の有効性に関するアンケートを実施する。

6.2.5 監査

- a. 職務遂行中に知った腐敗行為について、関係当局に報告する。
- b. 腐敗行為に関連する疑いのある行為に関する警告に特に注意を払う。¹
- c. 会計の正確性を確認し、法人と子会社間の金銭その他の資産の移転において、賄賂やその他の腐敗行為に関連する直接的または間接的な支払いが隠蔽されていないことを確認する。

7 手続

7.1 デューデリジェンス

取引先との関係開始前に取引先を把握するためのガイドラインは、デューデリジェンスの手続きに定められており、これらは「マネーロンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器拡散資金供与防止のための自己管理システムおよび総合リスク管理マニュアル (LA/FT/FPADM)」と一致しています。

さらに、C/ST のリスク管理のため、法的、会計的、および/または財務的な側面のレビューを実施する必要があります。その目的は、コンプライアンス担当者が、リスク要因に応じて、腐敗または国際的な賄賂のリスクを特定し評価できるようにすることです。

7.2 追跡と監視

コンプライアンス担当者は、デューデリジェンスプロセスの追跡とモニタリングを担当します。

主な業務内容は以下の通りです：

- デューデリジェンスの手続きに対する定期的なコンプライアンス評価を実施し、定められた活動に従って業務が実施されていることを確認すること。具体的には、以下の活動を通じて実施されます：
- 適用される取引相手情報提供書の適切な記入を確認する。
- 法人、法定代理人、最終受益者に対する背景調査の実施を確認します。
- 寄付の受益者、顧客、協力者、サプライヤー/請負業者、またはその他の第三者の関連付けプロセスにおいて、C/ST アラートが生成され通知されていないことを確認する。
- 取引先登録プロセスのリーダーに対し、デューデリジェンスおよび強化デューデリジェンスの手続き検証結果を踏まえた改善措置に関するフィードバックを提供します。

7.3 報告

すべての第三者は、以下の事項を知った時点で報告しなければならない：

- 会社内または会社に関連する贈賄および/または腐敗行為の可能性がある場合。
- 会社に関連する、国際的な賄賂、腐敗、または犯罪行為に関する現行の法的規制の違反に直接的または間接的に関連するいかなる活動も、または本文書に関連するいかなる行為も。

¹ <https://www.supersociedades.gov.co/documents/20122/532936/GUIA-REVISORIA-FISCAL-ST-Y-LAFT.pdf/36f3fe18-9db2-94c7-fc4f-e713302e94d2?t=1661443672616>

報告は、取締役会が指定したコンプライアンス担当者に、プログラムで定められた方法により提出する必要があります。

7.3.1 報告の取り扱い

報告には、少なくとも以下の内容を記載する必要があります：背景、関連書類、および当該行為が会社に関連する贈賄および腐敗行為であり、国際的な贈賄、腐敗、または犯罪行為に関する現行の法的規制に違反するものと判断する理由または根拠。

コンプライアンス担当者は、贈賄、腐敗、または犯罪行為に関する報告を受領または知った場合、以下の措置を講じなければならない：

- a. リスク事象を特定する。
- b. 強化されたデューデリジェンスを実施する。
- c. 第三者に関する過去の記録、調査、または判決の有無を確認し、必要に応じて追加情報を請求する。
- d. 必要に応じて、報告の内容を詳細に調査し分析する。
- e. 適用される場合、検証結果を会社管理部に報告する。
- f. 情報を会社の定める方法で保管する。

7.4 リスク管理：国際的な贈賄と腐敗

事業固有のリスク要因を関連付け、腐敗および国際的な贈賄に関連するリスクの特定と評価を実施します。これは以下の基準に基づいて行います：

- NTC ISO 31000 規格
- SAR-MAN-001 リスク管理マニュアル
- SAR-POL-001 リスクと機会管理ポリシー

7.5 研修と情報共有

コンプライアンス担当者は、企業透明性および倫理プログラムに関連する年次研修計画を策定し、従業員を対象に、国際的な贈賄および腐敗に関する現行法規に準拠して、プログラムに関する知識の弱点や不足を改善するための研修を実施します。特に、会社が定義した適用および遵守のための管理メカニズムを明示します。

当該研修は、電子媒体または対面形式で実施され、修了証明書または評価結果で証明される。研修は、当社に適用される法規や規制の変更、または Thomas Greg & Sons Limited に影響を与える可能性のあるリスク分析の結果に基づく変更に応じて、コンプライアンス担当者が更新する必要があります。

8. プログラムの管理と監督

Thomas Greg & Sons Limited は、以下の仕組みを通じて、企業透明性および倫理プログラムの管理と監督を実施します：

コンプライアンス責任者：会社が行う事業、取引、および活動における国際的な贈賄および腐敗のリスク管理の追跡を担当し、その目的のために提供される人的、技術的、物流的なリソースを活用します。

内部統制：年次監査計画に、透明性および企業倫理プログラムの遵守監査を含め、国内・国際的な贈賄リスク、腐敗、その他の犯罪行為の防止のために設定された統制の有効性を評価します。

9. 連絡窓口

第三者が、企業透明性・倫理プログラムに違反する行為または不履行を知った場合、以下のコミュニケーションチャンネルを通じて報告する必要があります：

- Eメール：eticayconducta@thomasmgreg.com
- 物理的に提出する場合は、コロンビア・ボゴタ市、カレラ 42 ビス 17-75 にあるリスク管理プロセス/コンプライアンス担当者に提出してください。

このチャンネルを通じて提出された報告は、以下の保証が適用されます：

- a. 報告された情報および報告を行った第三者の機密性が保持されます。
- b. 報告を行った第三者は、当社従業員から報復、嫌がらせ、復讐、攻撃、侮辱、または懲戒処分を受けることはありません。

いずれにせよ、Thomas Greg & Sons Limited は、以下のチャンネルの促進にコミットしています：
国際的な贈賄に関する通報チャンネル（会社監督庁が設置）
大統領府透明性事務局が定める腐敗行為通報窓口

この点において、当社はすべての従業員に対し、国際的な贈賄または腐敗行為に関する情報を得た場合、これらの通報手段を利用するよう指示しています。以下のリンクから、このような通報を行うことができます：

企業監督庁の国際的な贈賄に関する通報窓口：
https://www.supersociedades.gov.co/delegatura_aec/Paginas/Canal-de-DenunciasSoborno-Internacional.aspx

報告 政府 による 腐敗 腐敗行為：
<https://portal.paco.gov.co/index.php?pagina=denuncie>

10. 情報の文書化、保管、および更新

第三者に対する検証および適切な調査の実施に関する文書および証拠は、法律第 962 条第 28 項に従い、10 年間の期間にわたって保存しなければならない。

本コンプライアンスプログラムは、会社の活動に変化が生じ、腐敗および/または国際的な贈賄のリスクの程度を変化させたり、変化させる可能性がある場合、または少なくとも 2 年ごとに更新する必要があります。

11. 制裁

本プログラムに違反した役員または第三者は、会社内で定められた責任および制裁、または Thomas Greg & Sons Limited に適用される現行の法規および法令に基づく責任および制裁を負うものとします。

12. 補足説明

本文書に定める一般条項のうち、現行法規に基づき Thomas Greg & Sons Limited (Guernsey) S.A. の関連会社にも適用されるものは、本プログラムが会社の取締役会により承認された時点で、当該関連会社の企業統治に組み込まれるものとします。ただし、各関連会社の特別規定により、これらの条項が変更される場合があります。

13. 別紙

- CUM-DOC-001 倫理と行動規範

- SAR-POL-001 リスク管理および機会管理ポリシー
- SAR-MAN-001 リスク管理システムマニュアル。
- CUM-MAN-002 資産洗浄、テロ資金供与、大量破壊兵器拡散資金供与（LA/FT/FPADM）に関する総合リスク管理・自己管理システムマニュアル - SAGRILAFT.
- PTEE-PRO-001 PTEE 適切な注意義務手続
- CUM-POL-005 贈答品、贈答品および接待に関するポリシー。
- コンプライアンスポリシー。

14. 付録

- 2016 年法律第 1778 号「国際的な腐敗行為に関する法人の責任に関する規則を定め、腐敗防止に関するその他の規定を定める法律」
- 2022 年 1 月 18 日法律第 2195 号「透明性、腐敗の防止及び腐敗との闘いに関する措置を定める法律」
- 2021 年 8 月 9 日会社監督庁発行の外部通達第 100-000011 号
- コロンビア技術規格 NTC ISO 31000:2011 リスク管理、原則および指針。